

政令第 号

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十号）の施行に伴い、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条を削り、第二十七条を第二十六条とし、第二十八条を第二十七条とし、第二十九条を第二十八条とする。

第三十条第一項中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第二項中「第二十八条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十一条を第三十条とする。

別表中「第三十一条」を「第三十条」に改める。

附 則

この政令は、令和五年九月一日から施行する。

理由

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴い、法人農地取得事業に係る特定地方公共団体を定める規定を削除する必要があるからである。